釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。
- 2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。 (会長等の責務)
- 第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、 迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

- 第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、 意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(傍聴)

- 第6条 会議は、傍聴することができる。
- 2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しな

ければならない。

(傍聴人の制限)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 異様な物を持っている者
 - (3) 前2号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しよ うとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その 命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

- 第12条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席委員等の氏名

- (3) 議題及び議事
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 会議録は、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

- 第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。
- 2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

別表(第13条関係)

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所 在 地	公用する時間
釧路市役所	釧路市黒金町7丁目5番地	
釧路市役所鳥取支所	釧路市新橋大通1丁目2番 20 号	午前 8 時 50 分から
釧路市役所春採支所	釧路市武佐1丁目3番4号	
釧路市役所桜ケ岡支所	釧路市桜ケ岡4丁目3番28号	
釧路市役所大楽毛支所	釧路市大楽毛5丁目1番22号	
釧路市鳥取コミュニティ センター	釧路市鳥取北8丁目3番10号	午前 10 時から午後
釧路市東部地区コミュニ ティセンター	釧路市益浦1丁目20番20号	6 時まで。ただし、 土・日は午前 10 時 から午後 5 時まで
釧路市中部地区コミュニ ティセンター	釧路市愛国 191 番地 5511	(休館日を除く。)
市立釧路図書館	釧路市幣舞町4番6号	午前9時 30 分から 午後5時まで。ただ し、土・日は午前 10 時から午後5時ま で(休館日を除く。)
阿寒町役場	阿寒町中央1丁目4番1号	
阿寒町役場阿寒湖支所	阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番	午前 8 時 30 分から
	1号	午後 5 時まで
阿寒町役場布伏内出張所	阿寒町字舌辛原野 22 線北 51 番	(閉庁日を除く。)
	地地先	
音別町役場	音別町本町1丁目40番地	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで (閉庁日を除く。)